聞分災職業病

関西労働者安全センター

2024.6.10発行(通巻第555号) 200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3 JAM西日本会館5階 市民オフィス内 TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229 郵便振替口座 00960-7-315742 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 E-mail:info@koshc.jp ホームページ:https://koshc.jp/



業種を問わず「業務委託」は労災保険の対象に 11月から始まるフリーランスの特別加入制度	2
2トン以上で昇降設備設置と保護帽の着用義務 強化された貨物自動車積み卸し作業の安全対策	7
運営協議会新任委員紹介 全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部関西生コン支部 副執行委員長 武谷新吾さんインタビュー	9
韓国からのニュース]	1
前線から	1
2024年夏期カンパのお願い	9

5月の新聞記事から/18

業種を問わず「業務委託」 は労災保険の対象に

11月から始まるフリーランスの特別加入制度

フリーランス法施行にあわせた 労災保険適用の拡大

今年の11月、労災保険特別加入の対象 が大きく広がることとなる。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(以下「フリーランス法」)」が11月1日に施行されるのにあわせて、業種を問わず「特定受託事業者」であれば労災保険の特別加入を可能とする労働者災害補償保険法施行規則の改正が行われたからである。

労働者ではないが、労働者に準じて労災 保険を適用する特別加入制度は、労働者を 雇用して事業を行う中小事業主(第1種)、 労働者を雇用せずに事業を行う自営業者 (第2種)、そして労働基準法の適用がない 海外派遣者(第3種)で構成されている。 このうち第2種は、建設業の一人親方など 11業種の一人親方と農作業従事者など14 業種の特定作業従事者、あわせて25業種 の特別加入が認められていた。厚生労働省 の事務当局は、これまで、業務の範囲が特 定できるかなど労災保険の運用に足る業種 かどうかを検討して業種を追加してきた。 令和3年度の芸能関係作業従事者、ITフ リーランス、柔道整復師、アニメーター、 令和4年度の歯科技工士、針きゅう師など、 次々と対象業種が広がったのは記憶に新し い。

いちいち候補業種を挙げては検討して業界のヒアリングをして拡大するなどというのはいかがなものか、自己責任で仕事をすることを生業とする人々は、そもそも業種を限定することなどできず、またその業務に起因して災害に遭う危険性はどんな仕事でもあるだろうなどという見方は、厚生労働省の当局ならずとも囁かれ続けてきたところだ。

今回の改正は、「我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため」に制定されたフリーランス法が、業種を問わずに「特定受託事業者」という当事者を法律上、明確に定義したことから、その枠組みをそのまま労災保険制度の運用に当てはめることに

より解決をはかったものということができ る。

対象業務は企業等からの 業務委託が前提

まず、今回の改正で新たに労災保険特別 加入の対象となるのは、「フリーランスが 企業等から業務委託を受けて行う事業(特 定受託事業)」または「フリーランスが消 費者から委託を受けて行う特定受託事業と 同様の事業」とされている。

個別の業種を定めるのではなく、業務委 託を受けるという事業の進め方で加入の可 否を決めるということになる。法律上フ リーランスは「特定受託事業者」と表現さ れ、その定義は「業務委託の相手方である 事業者であって従業員を使用しないものを いう。」(フリーランス法第2条第1項)と している。

「業務委託」とは企業などがその事業の ために他の事業者に、物品の製造、情報成 果物の作成、役務の提供を委託することと している(フリーランス法第2条第3項)。

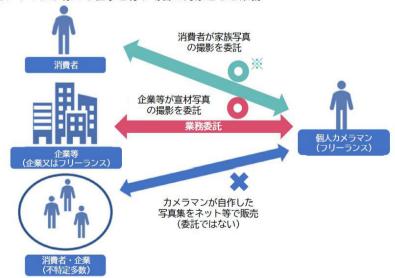
つまりフリーランスが企業等から業務委 託を受けて行う「事業者間の委託取引」が 特別加入の対象ということになる。さらに この業務委託を受けて事業を行うフリーラ ンスが、当該事業と同種の事業を消費者か ら委託を受けて行う業務も特別加入の対象 業務としている。

業種を問わず、フリーランスの業務全体 に網を広げた形だが、よくよく見ると特別 加入者として補償の対象とならない仕事も いろいろありそうだ。

ちょっとわかりにくいので、厚生労働省 がチラシで図解で説明しているカメラマン の場合を見てみる (下図参照)。

フリーランスのカメラマンが企業等から 官材写真の撮影を委託されて行う業務は特

(例) 一人のカメラマンが様々な仕事を行う場合の対象となる業務



別加入の対象業務となり、それ以外で一般 消費者から家族写真の撮影を委託されたら それも対象となる。しかし自作した写真集 を販売する事業も同時に手掛けたとしても これは対象業務とはならない。

そして、消費者だけから委託を受ける場合はもともと対象とならない。つまりあくまでフリーランス法が適用されるような「事業者間の委託取引」が基本であって、あとはそれに準ずるものも付属的に対象とするわけだ。

ただし行政通達では、「業務委託事業者 以外の者(いわゆる消費者)のみから委託 を受けて事業を行う者であっても、業務 委託事業者(いわゆる事業者)から業務 委託を受けて事業を行う意向を有する場 合には、対象となること。」(R6.4.26 基発 0426 第 2 号)としているので、基本的に は消費者相手の事業をやっていても「企業 からの仕事も受けるよ」と意向を示せば認 めるということになる。この点についてど のように運用するのか、解釈により加入促 進には差ができそうだ。

特別加入団体は全国単位の団体で都道府県ごとの事務所設置が要件

つぎに第2種特別加入では必須となる特別加入団体の要件である。

通常の業種別の特別加入団体の要件は、 たとえば加入者の人数要件は原則 30 人な どとされていて、安全衛生対策の取り組み などいくつかの要件はあってもハードルは それほど高いものではなかった。しかしフ リーランスの特別加入団体の要件は、次の ようなもので、結構厳しいものとなってい る。

- ●特定の業種に関わらないフリーランス全般の支援のための活動の実績(活動期間が1年以上、100名以上の会員等がいること)を有していること。
- ●全国を単位として団体を運営すること。 その際には、都道府県ごとに加入を希望 する者が訪問可能な事務所を設けるこ と。
- ●加入を希望する者等に対し、加入、脱退、 災害発生時の労災給付請求等の各種支援 を行うこと。
- ●加入者に対して、適切に災害防止のため の教育を行うこと。

活動実績1年以上、100人以上の会員 という要件もさることながら、全国を単位 とした団体で、都道府県ごとに訪問可能な 事務所ということになると、対応できる団 体は限られてくる。

昨年11月に開かれた労働政策審議会の 労災保険部会でヒアリングに応じたフリー ランスの取り組み実績のある団体は、労働 組合の連合とフリーランス協会(一般社団 法人プロフェッショナル&パラレルキャリ



ア・フリーランス協会)だった。現在のと ころ、対応が可能な団体としてはこの二つ ではないかと推測されるところだ。

ただしこの2団体ともに、明確な労災保 険特別加入の取り組み準備を進めていると いう情報は発信されておらず、今後の動き が注目されるところだ。

いずれにしろ、多様な業種全部に対応す るのが原則であり、その中には現行の特別 加入制度でも常に問題点として指摘されて いる、実態は労働者であるにも関わらず自 営業者として扱われるようなことが拡大さ れるようであってはならない。

消費者だけの業務委託はダメ 個人商店主は相変わらず埒外

先にもふれたように、今回の改正は「希 望するすべて」のフリーランスが特別加入 できるように対象範囲を拡大する(フリー ランス法参議院附帯決議) というが、あく まで特定受託事業者としての業務に限られ ている。企業等から委託を受けた業務と同 じ種類の業務なら個人消費者から受けた仕 事も対象となるが、そうでない業務を合わ せて行うときその業務は対象とならない。 厚生労働省のチラシにある図で示されてい るカメラマンのケースと同じような場合は 相当出てくるだろう。

そもそも企業等からの業務委託はなく、 消費者のみを相手にする事業者は、これま でと同様に特別加入の道は閉ざされたまま ということになる。たとえば家族経営の商 店は特別加入することはできない。

フリーランス法を前提として制度を設計 したからそうなってしまうといえばそれま でだが、それではなぜ受託事業に限定する 必要があるのだろうか。これまでの特定作 業従事者の特別加入制度のように、業務の 節囲の特定が困難だからなどというのは理 由にならない。そもそも職種を限ることな く加入を認めるのだから、例えば、指定農 業機械作業従事者のように、どんな機械を 使うのかとか限定をしようがない。

行政通達では業務遂行性を認める行為を 次のように定めている。

a契約に基づき報酬が支払われる作業のう ち特定フリーランス事業に係る作業及び これに直接附帯する行為 (「直接附帯す る行為」とは、生理的行為、反射的行為、 準備・後始末行為、必要行為、合理的行 為及び緊急業務行為をいう。)

(注1)「特定フリーランス事業に係る作 業」とは、特定受託事業者が行う作業の うち、業務委託を受け契約を締結してか ら最終的な物品、情報成果物又は役務の 提供に至るまでに必要となる作業をい う。ただし、自宅等で行う場合について は、特に私的行為、恣意的行為ではない ことを十分に確認できた場合に業務遂行 性を認めるものとする。

(注2)「直接附帯する行為」としては、 例えば、契約を受注するための営業行為、 契約締結に付随する行為及びその事務処 理等が該当する。

b契約による作業に必要な移動行為を行う 場合(通勤災害の場合を除く。)

(例) 契約を締結するための事前打ち合わせに係る移動、業務委託事業者又は業務委託事業者以外の者からの指示による別の作業場所への移動等

c 突発事故(台風、火災等)等による予定 外の緊急の出勤途上の場合

はて?消費者から委託をうける場合を対象業務に含めたら、業務遂行性の判断は難しくなるだろうか。そんなことはない。「事業者間の委託取引」をしているフリーランスが同種業務を消費者から受けるのは認めるが、それ以外の業務や消費者のみは認めないというのは、理由がない。

せっかく自営で働く人々の災害補償を万 全にと改正を進めたのに、なぜこんな無駄 な障壁を設けることになったのだろう。

複数事業掛け持ちは複数加入が必須 周知が足りない複数事業労働者給付

それからもう一つ気になることがある。 フリーランスの特別加入は業種を問わない が、既存の特別加入の制度がある一人親方 や特定作業従事者の事業については、そちらで加入となる。当然のことだが、現実には複数の業種の仕事をかけ持つ事業者の割合は相当多いだろう。従来の特別加入者にも共通することだが、複数の業務に従事する事業者は、それぞれの事業について特別加入をしておかなければならない。

2020年の労災保険法改正により、複数 事業労働者の給付基礎日額は合算されることになっているのだから、特別加入者自身 が制度自体を理解していないと不適切な加 入になる可能性がある。この点について、 現在の特別加入制度に関する各種のチラシ やリーフレットはまったく触れていないの はどうしたことだろうか。

枠は大きく拡大されたが、問題は山積しており、11月以降、どのように進んでいくのか、注目が必要だ。





2トン以上で昇降設備設置と保護帽の着用義務 強化された貨物自動車積み卸し作業の安全対策

トラック(貨物自動車)の荷台への積み 込みと荷卸し作業などというのは、まあ、 ありふれた仕事だ。陸上貨物運送事業に従 事する労働者はもちろんのことだが、あら ゆる業種で日常的にやっている仕事の一つ だろう。昨年の労働安全衛生規則の改正は、 そういう相当数の事業場に関係がある、言 いかえると相当数の事業者に新たな義務が 課せられるものだった。以下、紹介してお ζ.

まず、昇降設備の設置義務の対象となる 貨物自動車の範囲が拡大された。これまで は最大積載量5トン以上だったのが2ト ン以上となった(安衛則第151条の67)。 昇降設備とは踏み台などの可搬式のものの ほか、貨物自動車に設置されている昇降用

(荷台の側面が構造上開放されているものの例)

ステップなども含まれる。テールゲートリ フターを昇降設備として利用する場合は、 中間位置で停止させてステップとして使用 するものとされている。なお、高さ 1.5 m を超える箇所での作業では、もともと原則 として昇降設備の設置が義務付けられてい る (安衛則第526条第1項)。

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者 に保護帽を着用させる義務の対象となる貨 物自動車について、最大積載量が5トン以 上のものに加え、以下のものが追加された (安衛則第 151 条の 74) (下図参照)。

①最大積載量が2トン以上5トン未満の貨 物自動車であって、荷台の側面が構造上 開放されているもの又は構造上開閉でき るもの(平ボディ車、ウイング車等)

新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類(最大積載量2トン以上5トン未満のもの)

保護帽の着用が必要となるもの 適用されないもの 平ボディ車 (テールゲートリフターが設置されていないもの) (荷台の側面が構造上開閉できるものの例) ※墜落・転落の危険のある作業において 保護帽を着用することが望ましい。 建機運搬車

(テールゲートリフターが設置されているもの)

※最大積載量5トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

②最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの(テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されない)。

テールゲートリフターの操作は 特別教育実施義務

荷を積み卸す作業におけるテールゲート リフターの操作の業務を行う労働者に対 し、学科4時間、実技2時間の特別教育を 実施することを義務付けた(安衛法第59 条第3項)。特別教育を行ったときは、事 業者において受講者、科目等の記録を作成 し3年間保存する必要がある。

運転者が運転位置から離れる場合には貨物自動車の逸走を防ぐため、①荷役装置を 最低降下位置に置くこと、②原動機(エン ジン)を止めること、③ブレーキを確実にかけるなど逸走防止措置を講ずることが義務付けられている(安衛則第151条の11)。しかし、エンジンを止めると荷役装置が動かせない場合、運転手一人だけで荷役作業ができないこと、テールゲートリフターは、収納位置が必ずしも最低降下位置ではないという実態があることから、①と②は適用除外となった。

どうだろうか。2トン車で荷物を積み卸しする作業は、様々な業種で見かける作業だ。昇降設備設置に保護帽(墜落時保護用)の着用は当然の義務となり、便利なテールゲートリフターの操作をする人にも計6時間の特別教育の実施が必要となった。最低限の労働安全衛生対策として着実な取り組みを進めたい。



中皮腫ポータルサイト みぎくりハウス

https://asbesto.jp/



中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、交流の場!! お問い合わせは、0120-310-279 中皮腫サポートキャラバン隊

関西労働者安全センター運営協議会 新仟委員紹介

全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部関西地区生コン支部

副執行委員長 武谷新吾さんインタビュー

今年度から関西労働者安全センターの委 員を引き継いだ武谷さん。波瀾万丈の組合 活動についてその一端をお話してただきま した。

- 関西生コン支部で活動されるようになっ た経緯を教えてください。

労組の組合員として活動して31年目で す。生コンドライバーをしていて、全日本 建設運輸連帯労組の朝日分会に加入しまし た。日々雇用の運転手の分会でした。

関西地区生コン支部は 1965 年に結成さ れ、産業別労働組合として生コン車のドラ イバーから始まり、建設労働者、運輸労働 者を組織してきました。

私が働き始めた90年代は、日雇いや個 人のドライバーが大勢いて、関生支部が 日々雇いの労働者をまとめていました。労 組は解雇者に各生コン企業を紹介したりし ていました。日雇い手帳を持って仕事に行 き、仕事がないときには失業給付がもらえ るようにもしました。

労組の執行部に入って25年になります。 当時は関生支部の事務局で日雇いドライ バーの配車を担当しました。生コン企業に 日雇いドライバーを手配していました。

月25日働いてほぼ社員のような働き方



なのに、日雇い扱いで解雇された運転手が、 相談に来ていました。

裁判で無罪を勝ち取られたときは喜びま したが、逮捕から大変でしたね。

運転手の雇用や賃金は生コン会社による のですが、その生コン中小企業は大手ゼネ コンによって生コン価格を買いたたかれる 立場にありました。そこで、中小生コン企 業に協同組合を作らせて、価格の安定を 図って買いたたかれるのを防ぎました。中 小企業の利益を守ることが私たちドライ バーの権利を守ることにもなるため、労組 は企業に協同組合に入るように説得しまし た。

1980年代にもアウトサイダー業者を協 同組合に入れるという約束を反故にされた ことで争議になり、たくさんの逮捕者を出 しました。このときは中小企業の人も逮捕

されました。

私自身は、2005年1月に初めて逮捕されました。黙秘権を行使したのですが、黙秘すると保釈されないらしく、そのまま22日目に起訴されました。起訴後に保釈されると思っていましたが却下されたので、がっくりしました。裁判が終わるまで1年拘留されました。接見禁止で、代理人の位田浩弁護士以外には会うことができず、月に1回裁判に出廷して傍聴に来た仲間の顔を見られることが楽しみでした。しかし、裁判所から拘置所に戻れば独居房で、1日点呼の看守としか話しをすることもなく過ごすのは辛かったですね。そのときは、高裁まで争って、威力業務妨害、強要未遂で有罪になりました。

2度目の逮捕は2019年で一審は有罪でしたが、二審は威力業務妨害、強要未遂ともに無罪を勝ち取りました。相手側協同組合は、元暴力団らを使って労組を脅迫しておいて、警察に被害を訴えました。中島光孝弁護士らが頑張ってくれて、「正当な組合活動だった」と認められました。2022年3月のことです。すばらしい判決文で、今も落ち込んだときはその判決文を見て、励まされています。

-最近の労災・安全衛生の課題は何ですか?

組合への相談は、心の病気のケースが多いです。ほとんどが組合員以外からの駆け込み相談です。街宣活動で配る抗議ビラの裏に労働相談窓口を載せていますので、それを見て相談が来たりします。街頭でビラ

を見た年配女性が話しかけてきて、実は娘がいじめを受けて引きこもりになっていると言うので、名刺を渡して後日相談に来られたということもありました。労組に相談できることをもっと知ってもらいたいですね。

パワハラや上司からの暴力に泣き寝入りしているという話しも多く、その上司も上からいろいろ言われて、職場がギスギスしているのでしょうね。団体交渉では説得して謝罪を求めます。会社が認めずに裁判になるケースもあります。

-休日などはどのように過ごされますか? 休みの日は DVD で映画を観たり、小説 を読んで過ごしています。勉強の本も読み ますけど、宮部みゆきや東野圭吾の小説が 好きです。

先輩方から受け継がれてきた組合活動を 楽しく方っていただきました。これから、 安全衛生の課題についても当センターと協 力していけると期待します。(文責 事務 局)



韓国からの

■労災申請、これからは携帯電話でもできる 公団は7日から「政府24」アプリでモバ イル労災申請サービスを提供する。

労災申請を希望する労働者は「政府 24」 アプリで「ワンクリック労災申請代行要請」 を検索して申請書を作成することができる。 この時、治療を受けた労災保険医療機関を指 定すれば、該当の情報は公団が運営するイン ターネットサイトの「雇用・労災トータルサー ビス」に連係され、医療機関に伝えられる。 医療機関が労災申請書に所見書を添付して公 団に提出すれば労災申請が完了する。

公団は情報通信機器の使用に慣れている青 年世代の労働者のモバイル労災申請が活性化 されれば、労災申請の迅速性も向上すると見 通した。災害の発生日から労災申請日までの 平均所要期間は、2021年の67.6日から昨 年は77.3日に延びていた。2024年5月7日 京郷新聞 パク・チェヨン記者

■「好況」の造船所、労働者には「墓場」/ 今年だけで 12 人死亡

造船所で労働者の死亡事故が続出してい



る。13日に釜山市のある造船所で火災が発 生し、2人が死亡した。テソン造船の造船所 で建造中のコンテナ船内のガス漏れで、爆発 と同時に火災が発生した。この事故で30代 のベトナム移住労働者1人が死亡し、韓国人 労働者1人も火傷を負って病院に運ばれたが 死亡した。

10日にも木浦の現代三湖重工業で、フジ ツボ除去のために潜水作業をしていた 22 才 の青年下請け労働者が死亡した。死亡前日の 9日の午前と午後に潜水作業をして意識を失 い、病院に運ばれたが、結局目を開けること なく亡くなった。

潜水作業中の労働者が死亡した日、固城郡 の錦江重工業で、船舶構造物のブロックが倒 れる事故が発生して労働者2人が圧死した。 1人はカンボジア出身の移住労働者だった。 造船所が集る慶尚南道の巨済・統営・高城で は、金剛重工業の重大災害を含めて今年だけ で8人の労働者が造船所で命を失った。

現代重工業蔚山造船所でも2月12日、海 洋構造物である「浮遊式原油生産設備 (FPS)」 の上部で設備を移動する作業中に構造物の一 部が崩れて下請け労働者が下敷きになり、1 人が死亡し1が重傷を負う事故が発生した。

労働界は最近続いている造船業の死亡労災 に関して、政府の特別勤労監督と使用者の処 罰を要求している。金属労組が把握している 今年の造船所での労災事故による死亡者は 12人に達する。

金属労組光州全南支部と民主労総霊岩郡支 部はこの日、雇用労働部木浦支庁前で記者会 見を行い「労働部は特別勤労監督を実施し、 現代三湖重工業の元・下請けの使用者を厳重 に処罰せよ」と要求した。2024年5月14日 毎日労働ニュース イ・ジェ記者

■裁判所「不規則勤務者の過労、労働部の告 示では判断できない」

勤務時間が不規則な労働者の過労の有無 を、雇用労働部の告示を基準に判断してはな らないという裁判所の判断が出た。

ソウル行政裁判所は建設現場の所長のAさんが提起した療養不支給処分取り消し訴訟で、原告勝訴の判決を行った。

Aさんは建設現場で所長として人事管理をすると同時に、足場工などの肉体的に労働強度の高い業務も行ってきた。Aさんが突然倒れたのは2022年2月28日。退勤後に家で夕食を摂っている途中に病院に運ばれ、脳出血・半身麻痺などと診断された。

Aさんは過労による業務上災害だとして、公団に療養補償を申請した。不規則な勤務時間に、随時延長・夜間労働をするなど、休日が不足していたこと、倒れる直前に連続10日間働くなど、常に過重な業務に苦しめられたことなどを理由に、業務関連性を主張した。

公団は不承認とした。Aさんが休日の翌日に正常勤務した後に家で倒れたこと、突発状況や急激な業務環境の変化がなく、勤務時間が労働部の告示の過労基準に達していないことなどを理由とした。Aさんに基礎疾患である高血圧と脳動脈瘤が内在していたことも、不利な事情として参酌された。

裁判所は、Aさんの不規則な勤務時間に注目した。Aさんが倒れる前の1週間の業務時間は53時間だ。労働部の告示上の過労と認められるためには、倒れる前の12週間の1週間の平均業務時間である45時間24分より30%以上増えなければならない。裁判所は、業務時間が少なく計算されたというAさんの主張を認めた。「2022年2月頃、Aさんの勤務日が以前より短かった影響で、労働部告示に定めた傷病発病前の1週間以内の業

務量と、12週間の一週間平均業務量が少なく算定された」と指摘した。連続勤務を基準に計算すれば、Aさんが倒れる2日前の、10日間連続して働いた時間は91時間30分だ。1週間当たりの平均業務時間は64時間3分で、前の45時間24分に較べて40%以上増加した数値だ。

裁判所は「告示で定めた一定期間内の仕事量の増加と業務時間要件は、業務上の環境変化や過労の有無を判断するときの一つの考慮要素に過ぎず、絶対的な判断基準にはならない」とし、「Aさんが傷病発病直前に業務上の負担が増加し、脳血管の正常な機能に明確な影響を与えかねない肉体的・精神的な過労を誘発した場合に該当すると見る余地がある」と判断した。2024年5月17日 毎日労働ニュース カン・ソクヨン記者

■「強制昇進」によるうつ病と自殺/裁判所 「産業災害だ」

望まない昇進で発病したうつ病と、これに 因る労働者の自殺が裁判所で労災と認定され た。成果に対する負担、同僚との不和によっ て誘発されたうつ病が6年以上続き、自殺の 原因になったということだ。

ソウル行政裁判所が、23年間戦闘機製造会社に勤め、2020年7月に自ら命を絶ったAさんの遺族が勤労福祉公団を相手に起こした「遺族補償と葬儀費不支給処分取り消し訴訟」で、原告勝訴判決を行った。

判決文によれば、1997年に入社し、戦闘機の組立業務をしていたAさんは、2013年に海外出張中に「組長」昇進を伝えられた。Aさんは昇進を望まなかったが、会社はこれを無視し2014年1月からの昇進を発令した。Aさんは戦闘機の最終組立工程を担当する組の組長として働き、成果への負担と組員

の業務怠慢による納期遅延、組員との不和な どでストレスが激しくなり、精神科で「うつ 病」と診断されて治療を受けた。2015年か ら組員にもどったが、2017年からは、チー ム長の指示を現場に伝達する中間管理者の発 令を受けストレスによって、うつ病が続いた。

2020年4月からは、他機種の戦闘機の組 立業務を担当して、更に深刻化した。Aさん は2020年5月、6月に自殺を図り、7月に 三回目で命を絶った。

裁判所は「2014年の組長人事発令の以前 には、うつ病を含む精神科的な病歴は存在し なかったので、業務上の理由に基づくストレ スでうつ病が発病し、それによって極端な選 択に至ったということ以外に、Aさんの自殺 を説明できる動機や契機がみえない」として、 業務上の災害と認定した。更に「突然の人 事措置、新しい役割を遂行しながら発生した 構成員との不和、成果に対する負担、業務苦 情に関する疎通窓口の不在(ストレスの訴え に対する無反応)等の業務的な要素がうつ病 の発病に決定的な影響を与え、その状態が自 殺の実行当時まで長期間続いたとみられる。| とした。2024年5月26日 ハンギョレ新聞 パク・テウ記者

■特殊雇用職も産業安全保健法を根拠にいじ め予防を要求できる

特殊雇用職労働者も職場内いじめの被害者 になり得るし、産業安全保健法を根拠に、い じめ防止をきちんとしなかった事業主に責任 を問うことができるという、初めての最高裁 判決が出された。

最高裁判所二部が、建国大が運営するゴル フ場で働いていたキャディーのAさんの死亡 事件で、建国大が起こした上告を全て棄却し たことが確認された。

2019年7月から建国大学が運営する坡州 市のKUゴルフ場でキャディーとして働いて いた A さん (27) は、キャディーを統率・管 理する「キャプテン」のB氏から持続的ない じめに遭い、2020年9月に自ら命を絶った。 ゴルフ場のキャディーは代表的な特殊雇用職 労働者だ。

一審裁判所は昨年2月、Aさんの遺族が加 害者のB氏、建国大学法人を相手に起した損 害賠償訴訟で、被告に賠償責任があると判決 した。裁判所は「被害者が必ず勤労者である べき必要はない」とした。裁判所は、加害者 だけでなく、事業主の建国大の不法行為責任 も認めた。「建国大学が加害者B氏の事務監 督に、相当な注意をしていたとは見難い」と いう理由からだ。一審裁判所は、建国大学法 人が産安法上の義務を履行したかについては 直接判断しなかった。

控訴審裁判所は一審と異なり、この争点に ついても判断した。控訴審裁判所は昨年12 月、建国大の賠償責任の範囲を説明し、「事 業主である建国大は、Aさんを保護する義務 があり(産安法5条、77条、施行令67条参 照)、加害者の不法行為を知ることができた にも拘わらず、Aさんが死亡に至るまで、A さんのための特別な措置をしなかった」とし た。同時に産安法5条は、「身体的疲労と精 神的ストレス全般」を包括して事業主に責任 を賦課しているので、特殊雇用職労働者は、 いじめからの保護を超えて、安全に働く権利 を要求できる根拠条項になり得ると評価され ている。2024年5月26日 京郷新聞 キム・ ジファン記者 (翻訳:中村猛)





中皮腫で死亡した電気工の給付基礎日額を「標準報酬月額」としたため超低額になった件の続報

大阪南

本誌(関西労災職業病) 2024年1月号掲載「中皮 腫死亡の電気工、労災認 定 給付基礎日額問題が発 生」の続報であるが、前提 を少々。

労災保険制度における休 業補償給付や遺族補償給付 は「給付基礎日額」を決定 した上で、その額に給付の 種類等に応じた「日数」や 乗数を掛けて算出した額を 給付する。

「給付基礎日額は、労働基 準法第十二条の平均賃金に 相当する額とする。」(労災 保険法第八条 冒頭部分) ※よって字数が短いので以 下、平均賃金と表記。

たとえば、毎月十日締め、 月末払いの月給労働者の場 合。

労災発生日の直近の締め 日から3ヶ月分の賃金合計 額をその3ヶ月の歴日数で 除した額が平均賃金であ る。が、こうした簡単な計算では済まないことは少なからずある。そのため平均賃金の決め方についてはいくつかの行政通達があって、ちょっと"ややこしい"のである。

今回の問題は、これら行 政通達の解釈と適用に関して、「労基署が間違った」 と私達(担当事務局の林、 片岡)は考えている。その ため、遺族補償請求人であ る故Mさんの妻による審査 請求代理人になった。

ところで、労災請求を受けつけた大阪南労基署は、大阪労働局労災補償課に設置されている高度労災補償調査センター(ARC)に事案をあげ、実質調査はARCが行った。ARCは調査結果(業務上外、平均賃金)を復命書にまとめて大阪南労基署に返し、事案にかかる支給・不支給処分は大阪

南労基署長が行った。したがって、今回の遺族補償給付等決定処分にかかる「原処分庁」は、大阪南労基署長であり、私達の話相手は(とりあえずは)労災課窓口担当者、労災課長、労災担当副署長である。

さて個人情報開示手続き により入手した復命書等に よれば・・・。

今回問題の故 M さんは、N 電設工業で労働者として勤務したのち独立、親方となり N 電設工業の下請として長年電気工として働いた。電気工は典型的なアスベストばく露(建設関係)職種。不幸にも胸膜中皮腫を平成30(2018)年3月に発症、同年9月に死亡された(79歳)。

電気工事をはじめたの は、昭和 36 年から。昭和 14 年生まれのMさん 22 歳 のときとされている。

T商店、Y電栄を経て、 N電設に入っている。

N電設に関しては、年金記録があること、現存する会社関係者からの情報に「基づいて」石綿ばく露歴あり、と原処分庁は認定している。

厚生年金加入記録「昭和

41年1月から昭和52年3 月 | の約 11 年 3 ヶ月。

その後、Mさんは独立し て「M電工」となり、N電 設の下請として同じように 電気工事に従事した。労災 保険制度の適用についてい えば、M電工となってから は「労災特別加入」の履歴 はない。したがって、労災 保険制度が適用される「(石 綿)ばく露従事期間」とし は「石綿ばく露作業はあっ たと推認はできるが、ばく 露従事期間としては不詳と する」と、原処分庁は記し ている。

労働者として働いた期間 については、労災保険が適 用される(会社が労災の件 加入手続きをしているか否 かには無関係である)。

したがって、Mさんにつ いて労災保険適用は、独立 以前のN電設までの労働者 期間に限られる。そして中 皮腫の原因たる石綿ばく露 作業従事期間の終期は、今 回の場合は、N電設におけ る年金記録の終期と一致す る。

こうした場合の平均賃金 は、たとえば月給制の場合 は、この終期の直近の賃金 締め日から3ヶ月分を合計

し、その額を歴日数分で 割って求める。

だが、しかし、である。 昭和52年当時の賃金明 細や賃金台帳を労働者や会 社が保管していることなど まずない。したがって、前 述した平均賃金算定にかか る行政通達では、基礎資料 が不明なときは賃金統計に 基づく算定方法を示してお り、それにしたがって平均 賃金が決定されることが一 般的である。

ところが、健康保険や厚 牛年金については、そのと き支払われている給与額に もとづいて賃金額階級別に 「標準報酬月額」を決定し、 これにもとづく保険料額を 定めることになっている。 したがって、年金加入履歴 があれば、そのときの標準 報酬月額が記録されている ので、現在では、標準報酬 月額が明らかな場合はその 額を平均賃金算定の基礎に 「することができる」(「し なければならない」、では ない)とする行政通達が出 されているのである。

原処分庁は、故Mさんの 妻から同意書をとり、社会 保険事務所から年金記録を 入手して昭和 52 年当時の 標準報酬月額を把握した。

その額は52000円であっ たので、これを3倍し90 日(3ヶ月の歴日数)で割っ て、当時の賃金日額として 1733 円を算出。さらに当 時から現在までの全体的な 賃金変動率 2.28 を乗じて、 給付基礎日額たる平均賃金 を3951円としたのである。

「はて??」

昭和52年で月給52000 円。2.28を乗じて現在額 で 118560 円。

2023年10月からの大 阪府最低賃金は1064円/ 時なので、たとえば 1064 円×8時間×25日= 212800 円。

118560 円 < < 212800 Н

つまり、標準報酬月額 52000 円を平均賃金の基礎 とすることは、あきらかに 不合理であり、社会常識に 反する。

「いくらなんでも、おか しいでしょ!なんでそうい うことになるんですか? |

私達代理人の疑問、主張 は、単純にこのことである。

あまりに低い平均賃金に 驚いて大阪南労基署の窓口 で労災課長や副署長に説明 を求めたとき彼らは「標準

報酬月額が明らかな場合は、このように計算することに"なっている"」と言い「文句があるなら審査請求をしてください」と言うばかりであった。

果たして、(このように 計算することに)「なって いる」(そうしなければな らない)というのは本当な のか。

正しい解釈なのか。

私達は現在までに、証拠 資料を添付した2通の意見 書を提出した(これらにつ いては次号以降で報告した い)。

そして、5月31日、担 当の大阪労災保険審査官に 面会し、意見書の趣旨と私 達が収集した情報を直接審 査官に伝えたところである。現在、口頭意見陳述にむけて質問事項の提出依頼 文書が審査官から来るのを 待っている。

しかしながら、そもそも、平均賃金として採用することなど常識的にありえない計算結果を原処分庁がそのまま受け入れたことの誤りはどうみても明らかである。

一刻も早く原処分庁は、 平均賃金を是正し、原処分 の自庁取消しと変更決定を 行うべきなのである。審査 請求そのものが、関係者全 員に対して無駄を強いるも のにほかならない。(事務 局 片岡明彦)

時間外労働上限規制と過労死防止を考えるシンポジウム 過労死防止大阪センター

大 阪

過労死防止大阪センターの第 10 回総会と記念シンポジウムが 4月 19 日にエルおおさかで開催された。2015 年 3 月の結成総会から活動を開始して 10 年目となった。

今回の記念シンポジウムは「2024年問題と過労死防止」と題して、医師の過労自殺の事例と教員の長時間労働による精神障害の事例の当事者に報告をしてもらった。

2024年4月から、労働 時間の上限規制の適用を猶 予していた建設業、運輸業、 医師業などについても上限 規定を適用することとなっ た。そのことにより、長距 離トラック運転手や建設労 働者が不足すると予想さ れ、昨年あたりから「2024 年問題」と言われてきた。 特に建設業と運輸業に関し ては、労働時間規制の問題 が無くても労働者が不足し ており、長時間労働が蔓延 し、建設業は業界として外 国人労働者に働き続けても らえる制度を求めた。しか し、政府としてのまともな 対策が取られることはな く、各業界や事業主個々の 対策にゆだねられたまま、 2024 年度が始まった。

シンポジウムには、後援の大阪労働局から労働基準部監督課課長の篠田雅史氏が出席、大阪労働局の過労死防止対策の取り組みにつても関係団体と協力して、2024年度から上限規制して、2024年度から上限規制して、2024年度から上で対しても関係である事業場に対して、垣転者への対策としては、事業主だけでは見直しが困

難な問題の対応として、「荷 主特別対策チーム」を編成 して荷主にも働きかけを 行っている。

基調報告で松丸正弁護士 は、労働時間の適正把握が されていないことが過労死 の生じる最大の要因と述べ た。業種を問わず、労働時 間がきちんと把握されてい ないという。医師について は、上限規制そのものが「壊 れている」とする。医師の 時間外上限は年960時間、 月に100時間未満という この基準自体が過労死ライ ンであるのに、さらに専攻 医などのカテゴリーの医師 は、年 1860 時間となって いる。また宿直許可によっ て、宿直中の労働時間がカ ウントされないという問題 も起こっている。

建設業では施主や元請に よる工事変更や工期の圧縮 によって長時間労働を余儀 なくされ、トラック運転手 は荷主の都合により荷受け や荷積みのために待機させ られ、拘束時間が長時間化、 不規則・夜勤などの要因も 過重な負荷となっている。 それをごまかすために労働 時間がきちんと記録されな いとの問題を指摘した。

そして、事例として、甲 南医療センターで専攻医と して従事し、過労自死した 髙島晨伍さんの母親、髙島 淳子さんと代理人弁護士の 波多野進氏が、事件につい て報告した。管轄の西宮労 働基準監督署は自死の1か 月前の労働時間を207時 間として労災認定してい る。また運営法人の甲南会 と院長らを 36 協定違反で 書類送検している。にもか かわらず、院長は髙島医師 の労働時間の多くは自己研 鑽のためとして、長時間労 働をさせたことを認めてい ない。髙島医師の両親は、 2024年2月2日、甲南会 と理事長に損害賠償を求め て提訴している。

もうひとつの事例は、東 大阪市の中学校教員がやは り長時間労働で適応障害を 発症したケースで、当事者 の教員と代理人江藤深弁 護士が報告した。教員は 2021年4月に赴任した学 校で3学年主任、進路指導 主事、野球部顧問となり、 普段の授業数も多い上にこ れらの役割と学力向上委員 会の仕事もあり、時間外労 働時間は4月から173時 間、5月155時間、6月 163 時間と続き 9 月頃から 無気力感、集中力減退など を感じ始めて、11月に適 用障害の診断を受けた。今 は公務災害を請求中であ る。2023年4月に職場復 帰したが、東大阪市、大 阪府の責任を問うために、 2023年3月に大阪地裁に 提訴した。教職員の労働の 多くの部分が「自主的自発 的」活動として扱われてい る現状を変えるために意義 のある裁判である。

首相官邸主導の「働き方 改革」が実施されて時間外 労働の上限規制が設けられ たが、制度の実施について もその内容についてもまだ まだ多くの問題がある状態 である。



6月の新聞記事から

- 5/1 新型コロナウイルスのワクチン未接種者らへのハラスメントが問題視された甲賀広域行政組合消防本部(滋賀県甲賀市)で、再発防止のために実施された職員研修の業務を、第三者委にハラスメント行為を認定された幹部職員が担当していた。同本部では2021年、ワクチン未接種の女性職員が感染防止の名目で廊下脇で勤務させられ、退職した。研修は4月全職員を対象に実施したが、ハラスメント行為を認定された幹部の1人が担当者として記されていた。この幹部は10人から17件の被害申告があった。
- 5/2 大阪府枚方寝屋川消防組合は、約5年半にわたり部下6人にハラスメント発言を繰り返したとして、枚方東消防署の男性消防司令補(39)を減給3カ月の懲戒処分にした。組合設置の第三者機関が今年3月、計9項目の行為をハラスメントと認定した。組合は当時の署長ら管理監督者12人についても文書や口頭で注意した。

同僚へのパワハラ懲戒処分を受け、異動となった大阪府池田市立中学校の教諭が異動後も同じ学校に出入りしているとして、全教池田教職員組合が、この教諭の校内への立ち入りをやめさせるよう市教育委員会に要望書を出していた。教諭のパワハラ行為は十数件で、被害者は十数人。4月から市教委に異動になったが、中学校の運動部の顧問だったため生徒やその保護者からの要望で、「外部コーチ」として始業前に校内で指導することを認めてたという。

5/7 東和銀行(群馬県前橋市)の川越支店に勤務していた男性行員(25)が2017年に自殺し、川越労基署から労災認定されていた。昨年8月10日付。男性は17年4月に川越市の川越支店に異動し、法人渉外課に配属。その後、上司から日常的に怒鳴られ、返事以外の発言をすることがはばかられる環境で仕事をしていた。5月ごろには顧客から無理な注文を受けたこともあったという。男性は同月31日に自殺した。

兵庫県で知事の疑惑を"内部告発"した幹部職員の県民局長が、「県政への信用を損なわせた」として「停職3カ月」の懲戒処分を受けた。幹部職員はことし3月、一部の報道機関や県議会議員などに告発文を配った。告発文は、斎藤元彦知事が加西市の企業を視察した後、企業の商品など6万円相当を贈答された、その他パワハラなど7項目で知事や幹部職員への批判や疑惑を告発。斎藤知事は県民局長を解任。しかし、産業労働部長が「コーヒーメーカーを受け取っていた」と認めた。県は会見で「告発文は事実無根」とし、前県民局長を停職3カ月の処分とし、コーヒーメーカーを受け取った産業労働部長は、訓告処分となった。

5/9 三菱 UFJ 信託銀行の子会社、三菱 UFJ 代行ビジネスで勤務していた頃に受けたセクハラについて、元社員の女性 (30) が銀行と会社、上司らを訴えた裁判の控訴審第 1 回口頭弁論が東京高等裁判所で開かれた。原告は妻子ある上司からの "ストーカー行為"で、精神的ストレスから休職。19 年 2 月には立川労働基準監督署により、セクハラ等に起因した労災が認定された。退職に追い込まれた原告は 21 年 4 月、銀行と会社、上司と人事課次長、人事担当常務取締

役に対し、約1000万円の損害賠償を求め東京地方裁判所に提訴。昨年12月、一審は上司の不法行為と会社の使用者責任のみを認定した。

- 5/14 2020年に和歌山市の職員十数人が処分された不正支出を巡り、公益通報した男性職員が自殺していた。遺族らは公務災害認定や第三者委員会での真相解明を求めている。20代の男性職員は、不正支出があった市内の児童館への補助金申請を担う青少年課に在籍。18年6月、「上司から書類の捏造を求められ、心身に不調が生じた」として休職し8月に公益通報した。男性職員は18年10月に復職したが、20年6月に自殺。公務災害は今年の1月に棄却され、遺族は不服を申し立てた。和歌山市は児童館で計約1900万円の不正支出を確認し、20年2月、当時の担当者ら15人への処分を発表した。
- 2012年5月、男性(37)が出張から帰宅後に 5/15 心停止で死亡したのは、業務が原因として遺族が宮 崎交通に計約6068万円の損害賠償を求めた訴訟の判 決が宮崎地裁であった。地裁は同社に約3577万円の 支払いを命じた。男性は 2003 年から、加工食品の販 売などを行う会社に出向し、12年5月に死亡した。 判決は死亡前6か月の平均の時間外労働時間が約56 時間に達し、「相当程度の疲労を蓄積させるに足りる」 状態だったと認定。死亡前に県外出張が複数回あり、 男性が繁忙期のなか商品のクレーム対応もしていた などとし、「強度の精神的・身体的負荷が複合的かつ 重畳的に集中していた」とし、業務と発症の因果関 係を認めた。労災認定については、訴訟で宮崎地裁 が 16年、不支給処分を取り消し、福岡高裁宮崎支部 も国側の控訴を棄却し確定した。
- 5/16 神戸市立東須磨小で激辛カレーを強要するなどした教諭いじめ問題の発覚後、市教育委員会の職員として対応に当たった30代の男性が2020年に自殺したのは、市が長時間労働や精神的負担に対し適切に対応しなかったためだとして、妻らが市に約1億3800万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、神戸地裁は約1億2千万円の賠償を命じた。男性の時間外労働は19年9~11月に月60~90時間に上り、20年1月末ごろに精神疾患を発症。2月に自殺した。
- 5/24 造船作業中にアスベストを吸い込み健康被害を受けたとして、元作業員らが国に損害賠償を求めている集団訴訟で、新たに8人が大阪地裁に提訴した。原告は70代の元作業員の男性と、亡くなった作業員4人の遺族7人。造船作業は国の給付金制度の対象外。原告らは造船作業についても国が適切な規制を怠っていたとして、およそ5300万円の損害賠償を求めている。大阪地裁の原告はあわせて20人。
- 5/28 日本を昨年訪れ、人権と企業の現状を調査した国連人権理事会の作業部会は、東京電力福島第1原発事故後の除染作業での多重下請け構造を是正するよう日本政府や企業に求める勧告を盛り込んだ報告書を公表した。作業部会は、借金返済のため除染作業を強いられたり労災補償を受けられなかったりする作業員がいることに深い懸念を示した。勧告には、福島第1原発から海洋放出する処理水に関する全情報の公表を続けるよう付け加えた。

2024年夏期カンパのお願い

日頃より、関西労働者安全センターの活動に、ご支援・ご協力いただき誠にありがとう ございます。

関西労働者安全センターは設立 51 年目に突入しました。

50 周年で活動をふりかえってみて、改めてこの先の50年、先人に恥じない活動を心 がけていきたいと思います。今後も、よろしくお願いいたします。

新型コロナウィルス感染症が、感染症法 5 類に移行し、一見、爆発的な感染拡大は収まっ たかのようですが、水面下に隠され、苦しむ人々が見過ごされています。コロナ対応で勤 務形態が変わって減収となったり、職場がなくなってしまったケースさえあり、業務が正 常に戻ってきたと手放しで喜べる状況ではありません。

また、罹患後に体調が戻らず、息切れや倦怠感、頭痛、抑うつなどのいわゆるコロナ 後遺症の問題も深刻化しており、当センターにも相談が寄せられています。

その精神障害の労災認定基準は、昨年9月に大きな改定があり、「感染症等の危険性が 高い業務に従事した」という出来事を追加し、他にも出来事を統廃合し、既往症の悪化に ついては基準を緩和しました。認定され易くなったかは今後の結果待ちです。

精神障害の原因となるパワーハラスメントについての相談は非常に多く、パワハラ防止 対策が義務づけられても、企業側の相談窓口が機能しないことは多く、形だけではない対 策が必要です。

私たちは、労働組合、医師、法律家などの専門家の支援と協力の下に活動を続けていま すが、何よりもみなさん一人ひとりとの連帯が重要だと認識しております。そしてみなさ んからのカンパが、今後の当センターの活動の原動力となっていくことは間違いありませ

日頃絶えずご支援をいただきながらこのようなお願いをするに至って誠に申し訳ないの ですが、何とぞご協力のほどお願いいたします。

2024年6月

関西労働者安全センター 議長浦功

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい ィンナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **川宮町**1

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と 快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のイン ナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類		型	色	サイズ	S	М	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
りくようだく	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	_
Super	兼	Super	グレー・ブル	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	_
Relief	用	Relief	- (ツートン)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	_

(頒価) 5,700円(送料別)■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込 み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名 を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960 - 7 - 315742 関西労働者安全センター 関西労働者安全センター

●近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

1 部 200円 年間定期購読料 (送料込み) 1 部 3,000円 2部 4.800円 3部以上は、1部につき2,400円増 安全センター会員(会費月1日1,000円以上)には 会員購読料 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

一封筒・伝票からパッケージ・美術印刷ー



紫国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号 TEL 06 (6551) 6854 FAX 06 (6551) 1259